

由 布 市 第 4 次

男 女 共 同 参 画 プ ラ ン
(案)

令和8年3月

由 布 市

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 計画の性格 | |
| 3 計画の期間 | |
| 4 計画策定の背景 | |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 4 |
| 1 基本理念 | |
| 2 男女共同参画社会の目指すすがた | |
| 3 総合目標 | |
| 計画の体系 | 6 |
| 第3章 計画の内容 | |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 | 7 |
| 重点目標1 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し | |
| 重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 | |
| 重点目標3 男女の平等と人権を守る環境の整備 | |
| 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進 | 12 |
| 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | |
| 重点目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| 重点目標3 活力ある地域社会の実現に向けた男女共同参画の推進 | |
| 基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現 | 16 |
| 重点目標1 生涯を通じた健康支援 | |
| 重点目標2 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | |
| 第4章 計画の推進 | 20 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国においては、日本国憲法に「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれており、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」においては、「男女共同参画社会の形成」を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。

また平成27年8月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」により、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現し、持続可能な社会を築くための取り組みが社会全体で加速しています。しかしながら、現実には、性別による固定的な役割分担意識や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を前提とした社会制度や慣行が、依然として家庭・地域・職場における男女共同参画を阻害する要因となっています。また、近年の新型コロナウイルス感染症の影響は、生活スタイルの変化をもたらした一方で、家事・育児負担の偏りや、DV（ドメスティック・バイオレンス）の深刻化など、男女共同参画における新たな課題を浮き彫りにしました。

このような状況の中、急激な人口減少と少子高齢化の進行、さらにはデジタル化の進展や、性の多様性（性的マイノリティ）への理解促進、防災・減災対策における女性の視点の重要性など、取り組むべき課題はより複雑化・多様化しています。このような社会環境や経済情勢の変化等に対応するため、男性も女性もすべての個人として人権が尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思に基づいて、個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方、働き方を実現できる豊かで活力ある社会の実現が求められています。

由布市においては、平成17年10月の合併と同時に「由布市男女共同参画推進条例」を制定・公布し、平成20年7月に「由布市男女共同参画プラン」を策定以来、第2次、第3次と継続して男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

豊かで活力ある社会の実現を目指し、更なる取組を推進するため、「第4次由布市男女共同参画プラン」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「由布市男女共同参画推進条例」に基づく由布市の男女共同参画社会の形成を図るための総合的な計画です。

国・県の「男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、「由布市総合計画」との整合性を図ったものです。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく「由布市推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3に基づく「由布市基本計画」として策定するものです。

さらに、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、関係機関との連携による多層的な支援体制の構築についても、本計画の中で各施策との連動を図ります。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画策定の背景

(1) 国の動き

国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定しました。平成12年には、同法に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「男女共同参画基本計画」を策定し、社会情勢の変化に応じて改定を重ねてきました。

令和2年度に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、すべての女性が輝く令和の社会を目指し、取り組みの加速化が図られ、令和7年12月には、2030年までの目標を見据えた「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。これまでの計画の取組の進展を振り返りつつ、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化等も踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに加速させることが必要であるとしています。

(2) 県の動き

県は、平成13年に知事を本部長とする「大分県男女共同参画推進本部」を設置し、県の男女共同参画行政推進の基本計画である「おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。その後、「おおいた男女共同参画プラン」は5度(平成18年、平成23年、平成28年、令和3年、令和8年)改定されています。

また、推進体制においては平成15年に男女共同参画に関する拠点施設として、「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」を開設したほか、平成27年に設置された「女性が輝くおおいた推進会議」を通じて、経済団体等と連携した女性の活躍の場の創出や、家事・育児への男性の参加促進、さらには「おおいた女性活躍推進事業者」の表彰制度などを通じた職場環境の整備が図られてきました。

(3) 市の動き

由布市は、平成17年10月1日に3町が合併して誕生し、同日、由布市男女共同参画推進条例を制定しました。この条例に基づき、由布市男女共同参画審議会を設置し、その審議を経て、平成20年3月に「由布市男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、平成28年3月には「第2次男女共同参画プラン」へと見直しを行い、さらに令和3年3月には、女性活躍推進やDV対策の視点をより強化した「第3次男女共同参画プラン(令和3年度～令和7年度)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の加速に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による生活スタイルの変化や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、性の多様性への理解促進など、新たな課題が顕在化しています。こうした背景を踏まえ、第3次計画の成果と課題を継承しつつ、2030年(令和12年)までの国際的な目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の視点も取り入れ、本市における男女共同参画をさらに一歩進めるため、令和8年3月に「第4次由布市男女共同参画プラン」を策定するものです。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

由布市においては、平成17年10月に男女共同参画を総合的、かつ計画的に推進することにより、豊かな未来と活力ある由布市を築くことを目的とし、由布市男女共同参画推進条例を制定しました。

この条例では以下の5つの基本理念を規定しており、この計画についても、これらの理念に基づいて策定されています。

- ① 男女が、人としての尊厳を重んぜられ、性別によって不平等な取扱いを受けないよう配慮されなければなりません。
- ② 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣例が、男女の自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければなりません。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体等の施策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければなりません。
- ④ 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、職業生活や地域活動ができるようにしなければなりません。
- ⑤ 男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたって心身の健康に配慮されなければなりません。

2 男女共同参画社会の目指すすがた

由布市における男女共同参画社会の目指すすがたは、条例に規定された基本理念に基づく以下の3つです。

- 誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある社会
- 仕事と生活の調和が図られ、誰もがともに、充実した生活を送ることができる社会
- 誰もが人権を尊重され、尊厳をもって生きることができる社会

3 総合目標

この計画の総合目標を「男女共同参画社会の実現」とし、その下に3つの基本目標を設定します。

総合目標 男女共同参画社会の実現

～誰もが自分らしく、輝きながら共に歩む由布市を目指して～

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- 重点目標1 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し
- 重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 重点目標3 男女の平等と人権を守る環境の整備

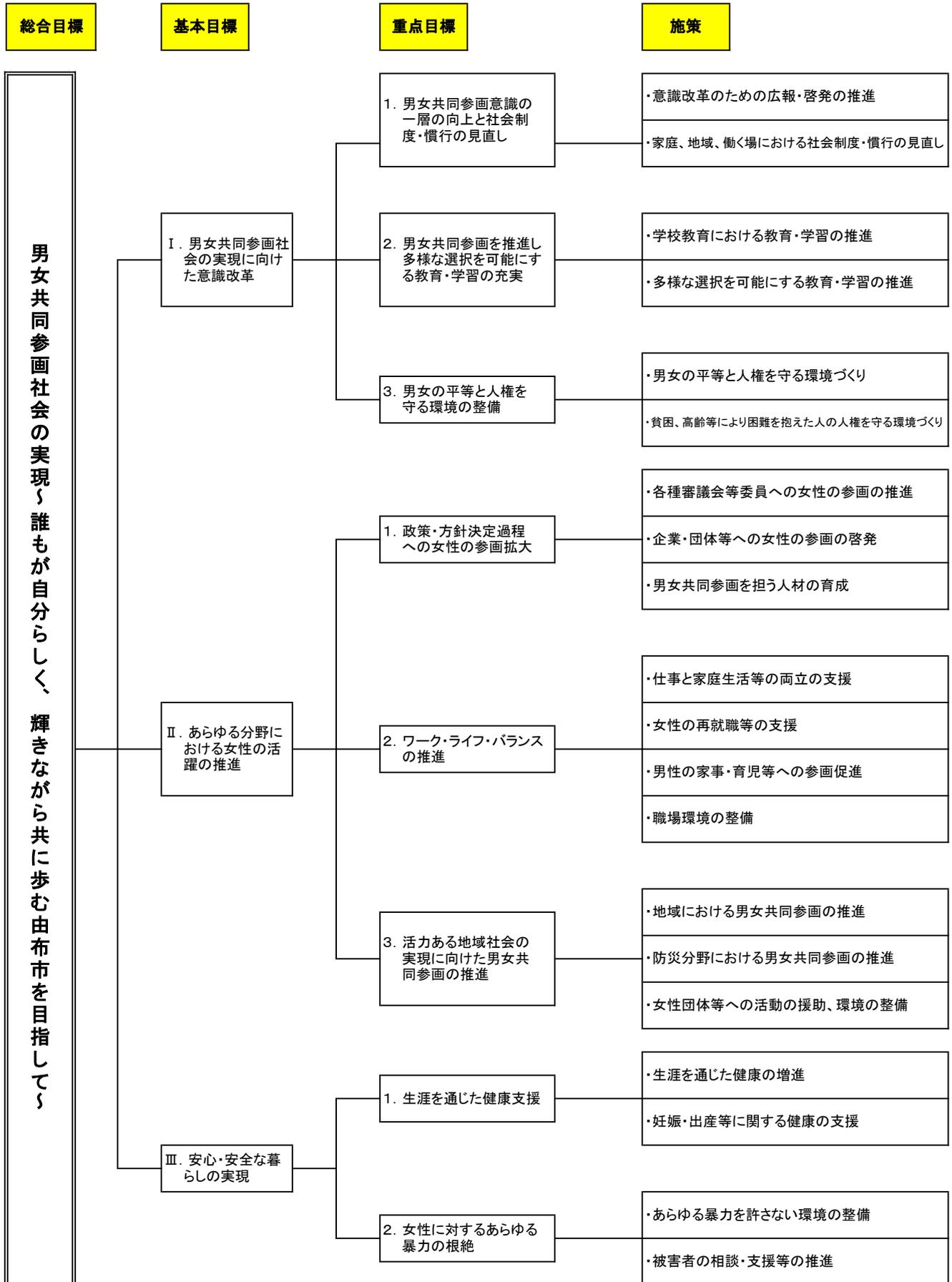
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

- 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 重点目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 重点目標3 活力ある地域社会の実現に向けた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

- 重点目標1 生涯を通じた健康支援
- 重点目標2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

計画の体系



第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

重点目標1 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し

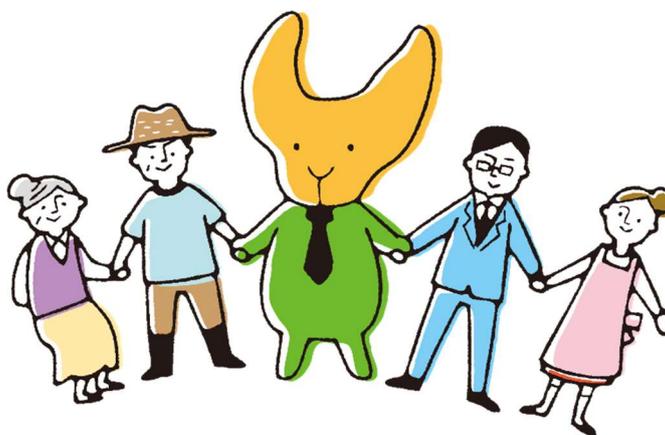
現状と課題

これまでの継続的な啓発活動により、「男は仕事、女は家庭」といった考え方は全世代で薄まりつつありますが、依然として「家事・育児は女性の役割」「組織のリーダーは男性」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が社会の随所に根強く残っており、男女の自由な活動の選択を妨げたり、家庭や職場等での男女不平等な取扱いに結びつくことがあるため、その性別役割分担意識の解消をめざし、広報・啓発活動を推進することが必要です。

近年、育児介護休業法の改正により、男性の育児休業取得が促進され、男性の家庭参画に対する意識は着実に変化しています。しかし、現実には職場における人員不足や「男性は仕事に専念すべき」という周囲の風土が壁となり、希望する時間や期間の取得が十分にできていない現状も見受けられます。男性が育児、介護、地域活動に積極的に参画することは、女性の負担軽減のみならず、男性自身の生活の質の向上や、組織の生産性向上、地域社会の活性化に不可欠です。

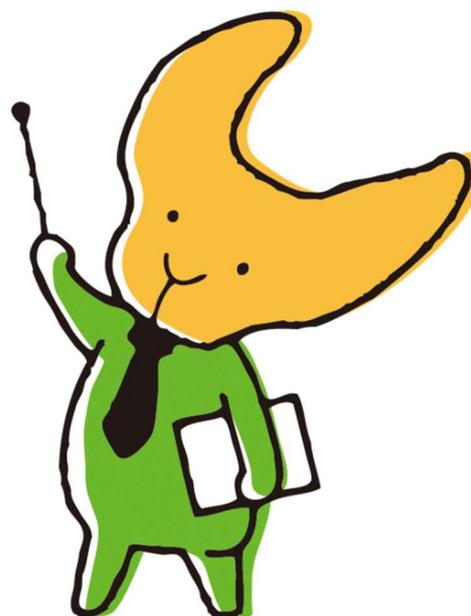
また、コロナ禍を経て普及したテレワーク等の柔軟な働き方を一過性のものにせず、デジタル技術（DX）も活用しながら、時間や場所に縛られない働き方を定着させる必要もあります。そのためには、長時間労働を前提とした「男性中心型」の労働慣行を抜本的に見直し、性別を問わず仕事と生活を両立できる環境整備を加速させることが求められています。

今後、多様な生き方や価値観が共生する社会の実現に向け、幅広い世代に対し、性別による先入観を払拭するための意識改革を粘り強く継続するとともに、個人の能力が最大限に発揮されるよう、社会制度や慣行を現代のライフスタイルに即して見直ししていくことが必要です。



主な取組

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|------------------------------|--|--|
| 意識改革のための 広報・啓発の推進 | ①職場、家庭、地域において、男女共同参画に関する理解を深め、定着させることを目的として、女性団体、教育団体等の協力を得つつ、市報やインターネット等を活用した広報・啓発活動の充実を図ります。 | 人権・部落差別解消推進課 教育総務課 社会教育課 |
| | ②男女共同参画に関する各種啓発用パンフレット、ポスター等を収集し、公民館や庁舎ロビーにおいて、市民への情報提供に努めます。 | 人権・部落差別解消推進課 (挾・庄・湯) 地域振興課 (挾・庄・湯) 公民館 |
| | ③「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」等を通じて市民の意識啓発に取り組めます。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |
| 家庭、地域、働く場 における社会制度・慣行の見直し | ①家庭、地域、働く場等社会の様々な場面における慣行について、役割分担意識の解消に努めます。 | 人権・部落差別解消推進課 社会教育課 (挾・庄・湯) 地域振興課 |
| | ②あらゆる場での性による差別解消を図るため、出前講座の開催や市報等を通じて啓発します。 | 人権・部落差別解消推進課 |
| | ③地域づくり推進を担う社会教育関係団体への研修会、公民館主催事業を通じて、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて学習機会を提供し啓発に努めます。 | (挾・庄・湯) 公民館 |



重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を持つことが必要であり、誰もが共に個性を生かし、多様な選択を可能にするためには、生涯にわたってあらゆる分野で学習していくことが必要です。

人間の意識や価値観は幼少期から形成されるため、学校、家庭、地域社会が連携し、発達段階に応じて人権意識や男女平等観を育む教育を展開することが極めて重要です。特に学校教育においては、進路選択やキャリア形成において「男子だから」「女子だから」という無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を排除し、誰もが主体的に自らの未来を切り拓けるような支援が必要です。

また、多様な性の在り方（性的マイノリティへの理解）など、新たな課題に対応した学習機会の提供が求められています。

誰もがお互いに思いやりと自立の意識を持ち、豊かな人生を送るためにも、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、あらゆる場で男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが必要です。

主な取組

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|---------------------|---|--|
| 学校教育における教育・学習の推進 | ①学校教育全体を通じて、思いやりと自立の意識を育む男女平等教育を推進します。 | 学校教育課 |
| | ②一人ひとりが健全な食生活を実現するための食育を推進します。 | 学校教育課 |
| | ③ALT（外国語指導助手）との交流を通じ、他国の人権意識や男女平等観を学習する機会の提供に努めます。 | 学校教育課 |
| | ④教職員を対象に男女共同参画の理解及び意識を高めるための研修会を実施します。 | 学校教育課 |
| 多様な選択を可能にする教育・学習の推進 | ①誰もが、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に多様な選択を可能にする能力を身に付けられるよう、啓発に努めます。 | 社会教育課 スポーツ振興課 |
| | ②小学生を対象としたさまざまな体験活動を地域住民が関わりながら行い、地域での子育てに努めます。 | 学校教育課 社会教育課 (挾・庄・湯) 公民館 (挾・庄・湯) 地域振興課 |
| | ③各種講演会・研修会等に男女共同参画の内容を取り入れ、地域住民の意識の高揚を図ります。 | 社会教育課 (挾・庄・湯) 公民館 |

重点目標3 男女の平等と人権を守る環境の整備

現状と課題

すべての人は、性別にかかわらず個人として尊重され、その人らしい環境の下で尊厳をもって生きる権利を持っています。人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、性別による差別を解消し、すべての人々の人権が平等に尊重される社会をつくることが重要です。

高度情報通信社会が加速する中で、インターネットやSNS等のメディアが与える影響は増大しています。特定の性別を過度に性的対象化する表現や、人権を軽視した誹謗中傷、偏ったジェンダー・ステレオタイプ（固定観念）を助長する情報に対し、それらを批判的に読み解く力（メディア・リテラシー）を養うことが喫緊の課題となっています。

最近では、非正規雇用やひとり親家庭の増加で、経済的負担、精神的負担を抱え、生活上の困難に陥りやすいケースが増加しています。特に女性は、不安定な雇用形態やケア労働の負担から貧困のリスクが高まりやすく、令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえた、出向く支援（アウトリーチ）を含む包括的なサポート体制の構築が重要です。

また、性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）を理由とする不当な差別や、障がい、年齢、国籍、部落差別問題等の課題に加え、女性であることで更に複合的な困難（交差性）に直面している人々に対し、多角的な配慮が必要です。

また、感染症や災害発生時などに生じやすい特定の対象への偏見や差別に対しても、正しい知識に基づき冷静に対応できる社会意識の醸成が求められます。

さまざまな人権問題に積極的に取り組むとともに、誰もが人権意識を高め、あらゆる差別や偏見の意識を是正し、あらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮することができる社会環境の整備が必要です。



主な取組

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|-----------------------------|---|---------------------|
| 男女の平等と人権を守る環境づくり | ①学校教育や社会教育において、人権への理解を深めるため、人権教育・啓発活動に努めます。 | 人権・部落差別解消推進課 |
| | ②学校教育において、人権尊重につながる性教育を充実させるとともに、授業参観を通じて保護者の人権意識の向上に努めます。 | 学校教育課 |
| | ③県やNPO等と連携して、テレビやインターネット等からの人権を無視した情報等を主体的に読み解くための学習機会の提供に努めます。 | 人権・部落差別解消推進課 |
| 貧困、高齢等により困難を抱えた人の人権を守る環境づくり | ①高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備するため、70歳以上の運転免許自主返納者を対象にユーバス無料券又はタクシー補助券の支援を行います。 | 総務課 |
| | ②高齢者が健康づくりに気軽に取り組むための環境を構築し、健康に取り組む高齢者の増加を図ります。 | 高齢者支援課 |
| | ③「由布市こども未来計画」に基づき、子育て・生活支援、経済支援等を総合的に行います。 | 子育て支援課 |
| | ④高齢者、子ども、障がい者、外国人等、誰もが必要な情報にアクセスしやすく、支障なく利用できるホームページ作りに努めます。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |
| | ⑤困難な問題を抱える女性が、安心して、かつ自立して暮らせるよう、関係機関や民間団体等と連携して、相談・支援体制の充実を図り、窓口の周知等に努めます。 | 子育て支援課 |

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

政策・方針決定過程への参画は、長年にわたる固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、依然として男性が中心となっています。しかし、多様化する社会課題に対応し、活力ある地域社会を築いていくためには、意思決定の場に男女が平等に参画し、多様な意見をバランスよく反映させることが必要です。

労働環境においては、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」の改正等により、制度整備が進み、女性の就業率は向上しています。一方で、意思決定を担う役職・管理職への女性参画は依然として低い状況にあります。市も含めて企業や各種団体に対し、募集・採用から管理職登用まで長期的かつ継続的な職域拡大や人材育成等の取組を働きかけることが必要です。

誰もが男女共同参画について正しい認識を持ち、女性自身もリーダー研修等を通じて能力を高めるとともに、社会全体で参画しやすい環境を整備し、男女の意見が真に平等に反映される体制づくりを推進していく必要があります。

主な取組

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|--------------------|---|---------------------------|
| 各種審議会等委員への女性の参画の推進 | ①市の各種審議会等において、幅広い世代や分野から女性の参画を促進し、女性委員のいない審議会等をなくすよう努めます。 | 全課 |
| | ②選出基準の見直し等により、市の各種審議会等における女性委員の全体に占める割合を40%以上になるよう努めます。 | 全課 |
| 企業・団体等への女性の参画の啓発 | ①女性の職域拡大をめざし、企業や各団体等における女性参画に向けた取組を促進する広報活動を行います。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |
| | ②「女性が輝く社会」の実現に向けて、市内企業や商工会等に対し、女性の人材育成、役員・管理職の登用について働きかけます。 | 商工観光課 |
| 男女共同参画を担う人材の育成 | ①各団体等において、自主的な学習活動の支援を通じて、男女共同参画の推進を担う人材を育成します。 | 健康増進課 社会教育課 |
| | ②男女を問わず各分野における研修会や講座への積極的な参加を推進し、組織の活性化を促します。 | 健康増進課 社会教育課 スポーツ振興課 |
| | ③職場内の男女共同参画意識を向上し、男女共同参画の推進に率先して取り組むため、職員への研修を実施します。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |

重点目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

少子高齢化と人口減少が深刻化する中で、男女が安心してこどもを生き育て、介護等の責任を果たしながら生涯を通じて充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活を二者択一にするのではなく、相乗効果を生む「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が不可欠です。働き方改革関連法の施行により、長時間労働の是正や柔軟な働き方の導入が進みつつありますが、依然として「仕事優先」の職場文化や、固定的な役割分担意識が、個人の多様な生き方を制約しています。

共働き世帯が一般的となり、地域のつながりが希薄化するなか、安心してこどもを生き育てながら働ける環境を整備するためには、職場での育児・介護休暇制度の充実やフレックスタイム制等の整備に加え、地域社会全体で子育てや介護を支え合う包括的な支援体制が必要です。

特に、男性の家庭参画においては、令和4年施行の改正育児・介護休業法により「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されるなど制度面は大きく前進しました。しかし、現実には職場の理解不足や「男性は稼ぎ手」という無意識の偏見により、希望する期間の休業取得が困難であったり、取得後も家事・育児の分担が女性に偏ったりする現状があります。男女が家族としての責任を果たすためにも、男性の意識の改善や家事・育児・介護に参加することの偏見の是正、育児休業等の取得についての職場の理解を高めるなどの取組が必要です。

それぞれのライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、男女がともに家庭や地域活動に参加して充実した生活が送れる社会の実現を図ることが重要です。

主な取組

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|----------------|--|---------------------------------------|
| 仕事と家庭生活等の両立の支援 | ①職場での時間外労働の抑制や縮減の取組、健康相談等の健康管理体制の整備、ストレスチェックの対応について市報等による普及啓発に努めます。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |
| | ②女性が安心して出産し、子育てしながら働き続ける環境整備として、保育施設の待機児童発生防止に向けた取組を行うとともに、公立幼稚園の預かり保育のさらなる拡充を検討します。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 女性の再就職等の支援 | ①出産や育児等で離職した女性の再就職を支援するため、求人情報を閲覧できるスペースを設置し情報の提供に努めます。 | 商工観光課 (挾・庄・湯) 地域振興課 (挾・庄・湯) 公民館 |
| | ②妊娠・子育て中の女性に配慮した職場環境の整備や、生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度の普及啓発に努めます。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|-----------------|--|------------------------------|
| 女性の再就職等の支援 | ③こどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりとして、放課後児童クラブ等の充実・拡充を推進します。 | 子育て支援課 |
| | ④病気のため保育所等での保育が困難なこどもを預かる病児・病後児保育施設について、必要な時に利用できるよう周知するとともに、施設の充実・拡充を検討します。 | 子育て支援課 |
| 男性の家事・育児等への参画促進 | ①親子を結び付け、家族のきずなを深めるきっかけを推進するため、休日を家族で過ごすことのできる「家族の週間」を推進します。 | 人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 |
| | ②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報、啓発を行うとともに、男性が家事や育児への関心を高めるための事業を実施します。 | 子育て支援課 |
| 職場環境の整備 | ①性別を理由とした採用や配置、昇格等における差別的扱いが行われない職場づくりを進めるため、法令等の遵守の周知・啓発に努めます。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |
| | ②女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮できる機会を確保するため、労働基準法、育児・介護休業法等に基づき、女性労働者の勤務労働条件や健康管理が適切に行われるよう、事業主へ啓発を行います。 | 総務課 商工観光課 人権・部落差別解消推進課 |
| | ③パートタイム労働法及び同指針の周知徹底を図り、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した、処遇の浸透・定着を推進します。 | 商工観光課 |
| | ④長時間労働等の働き方の見直しに向けた男女共同参画の意義についての理解を促進するために意識啓発を行います。 | 商工観光課 |
| | ⑤誰もが安心して充実した生活を送ることのできる環境を整備するため、男性の育児休業取得推進等、職場における働き方改革の取組を推進します。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |

重点目標3 活力ある地域社会の実現に向けた男女共同参画の推進

現状と課題

豊かで活力ある社会を実現し、持続可能な住み良いまちづくりを推進するためには、男女が共に生きがいをもって充実した生活を送ることが不可欠です。そのため、地域活動や各種団体の活動等、あらゆる分野において男女共同参画を実効性のあるものへと進化させる取組が求められています。

しかし、地域活動の現場では依然として「女性は補助的な役割や後片づけ」「男性が意思決定」などといった性別的役割分担の慣行が根強く残っています。こうした無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、女性の参画意欲を阻害するだけでなく、多様な視点が地域運営に反映されない要因となっており、平等感の醸成は未だ十分とは言えません。

人口減少が進行する中で、地域の活力を維持し、魅力あるコミュニティを次世代へ引き継ぐためには、固定的な役割分担にとらわれず、男女が対等な立場で責任を分かち合いながら地域課題に取り組む姿勢が重要です。

また、ボランティア等を含む各種団体においても、女性の積極的な参加を促すとともに、農山村等で農産物の加工・販売に主体的に取り組む女性グループ等への支援を強化する必要があります。あらゆる分野で女性がその能力や個性を十分に発揮できるよう、活動分野の拡大を図り、参加機会の提供を一層進めていくことが重要です。

主な取組

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|--------------------|--|--|
| 地域における男女共同参画の推進 | ①地域やNPO等の団体において、男女がともに参加し協力する活動を推進します。また、地域おこし協力隊を計画的に配置し、地域との連携を深めていきます。 | 総合政策課 (挾・庄・湯) 地域振興課 |
| | ②自治会や公民館、PTA等地域における多様な活動計画や方針決定への女性の参画拡大を図ります。 | 総務課 社会教育課 学校教育課 (挾・庄・湯) 地域振興課 |
| 防災分野における男女共同参画の推進 | ①地域防災において、女性参画を進めるため、女性防災士の育成に取り組みます。 | 防災危機管理課 |
| | ②避難所の運営に関し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組を行います。 | 福祉課 |
| 女性団体等への活動の援助、環境の整備 | ①市内の各種女性団体また女性団体間の連絡協議等の活動について支援します。 | 社会教育課 |
| | ②女性団体における子育て世代の女性のスキルアップを支援するため、経験豊富な女性からの知識や技術の継承、託児支援等会議に参加しやすい環境づくりを進めます。 | 社会教育課 |

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

重点目標1 生涯を通じた健康支援

現状と課題

男女が、お互いの身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことはとても重要なことです。特に女性は妊娠や出産があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。そのため、年齢に応じて、自らの健康に関し、正しい情報を得て、自分で管理し、健康で充実した生活を送れるための健康づくり体制の充実を図ること、乳がんや子宮頸がん検診を受けやすい環境の整備を図ることが重要です。さらに近年は、女性の就業継続の一般化や晩婚化、平均寿命の伸長等、ライフスタイルは多様化しています。これに伴い、働く女性の更年期障害への理解や、不妊治療と仕事の両立、骨粗鬆症予防など、変化する健康ニーズに応じたきめ細かな対策が求められています。

情報過多の現代において、性に関する不正確な情報に惑わされないよう、若い世代が正しい知識を得る機会の確保は喫緊の課題です。お互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、HIVや感染症に関する正しい知識を得るための性教育を学校や家庭等において、子どもの発達段階や受容能力に応じて適切に行うことが必要です。また、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）などの多様な性のあり方についても、人権尊重の観点から深い理解を促す教育が求められます。

また、メンタルヘルス面では、うつ病等の心の病が増加傾向にあり、職場におけるストレスチェックの活用やハラスメント対策など、実効性のある取組が必要です。家庭内においても、育児不安を抱える母親が多く、育児ノイローゼや産後うつ、児童虐待に発展することも考えられることから、夫や家族が思いやりを持ち、女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していくことが必要です。

さらに、喫煙や過度の飲酒による健康被害、薬物乱用が本人や家族に及ぼす甚大な影響について、科学的根拠に基づいた啓発を継続していく必要があります。

これらの課題に対し、教育・相談・指導を多角的に展開し、男女が共に生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせるよう、総合的な健康支援対策を推進していくことが重要です。

主な取組

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|-------------|---|-----------------------|
| 生涯を通じた健康の増進 | ①由布市健康増進計画等に基づきあらゆる場へ健康づくりを働きかけ、社会全体で個人の健康を支える環境づくりを行います。 | 健康増進課 |
| | ②健康診査やがん検診の広報を充実させるとともに、事業所等への啓発も行い誰もが受診できる体制づくりに努めます。 | 健康増進課 保険課 商工観光課 |
| | ③健康相談・教育を通じて生活習慣の改善を図り、誰もが健康で充実した生活を送るための健康づくり体制の充実に努めます。 | 健康増進課 |

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|-----------------|--|-----------------------------------|
| 生涯を通じた健康の増進 | ④各世代に応じた望ましい食生活の実践に必要な知識と技術を学ぶ場づくりに努めます。 | 健康増進課 |
| | ⑤エイズ等の正しい知識や薬物等が心身に及ぼす影響についての正確な情報提供に努めます。 | 健康増進課 |
| | ⑥学校教育において、性に関する正しい知識を得るための性教育を充実させるように努めます。 | 学校教育課 |
| | ⑦うつ病等の心の病やさまざまな精神関連の問題や悩みに対する相談窓口等の情報の提供に努めます。 | 健康増進課 |
| | ⑧保健と福祉の総合相談窓口を設置し各種相談業務の充実を図ります。 | 保険課 健康増進課 福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 |
| | ⑨スポーツ推進委員協議会を中心に生涯を通じてのスポーツの普及を図り、各種スポーツ大会へ男女が参加しやすい条件整備に努めます。 | スポーツ振興課 |
| | ⑩ゆふ健康マイレージ等を活用し、運動習慣の定着を推進します。 | 健康増進課 |
| 妊娠・出産等に関する健康の支援 | ①乳幼児健診や健康相談、訪問の機会を通じ、育児不安や悩み等の解消に努めます。 | 健康増進課 |
| | ②妊婦健診を定期的に安心して受診できるように妊婦健診費用の助成を行います。 | 健康増進課 |
| | ③乳幼児の適切な医療の確保を図るために医療費の助成を行います。 | 子育て支援課 |
| | ④産後訪問を通じて、産後うつの予防や家族の育児参加を推進し、女性が安心して産み育てられる環境づくりに努めます。 | 健康増進課 |
| | ⑤乳幼児健診において、未受診の家庭の訪問等を行い、未受診の乳幼児をなくすよう努めます。 | 健康増進課 |
| | ⑥母親が情報交換できる子育て広場を開催し、育児に関する悩みが解決できるネットワークづくりの推進に努めます。 | 健康増進課 子育て支援課 |

重点目標2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、固定的な役割分担、経済力の格差等、男女が置かれている状況に根ざした社会的・構造的問題があります。

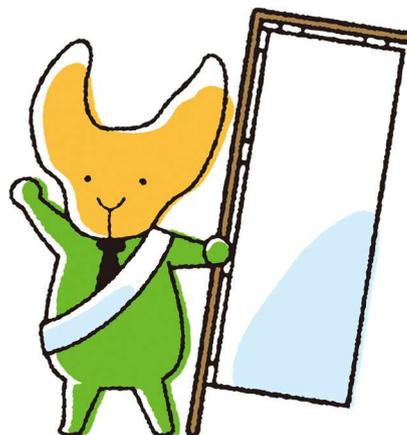
暴力は、いかなる理由があっても決して許されないという認識を社会全体に浸透させ、「暴力を容認しない社会」を構築することが重要です。

DVについては、身体的暴力のみならず、言葉による威圧や自由を制限するなどの「精神的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」も含まれます。改正DV防止法の施行により、精神的暴力に基づく保護命令の対象が拡大されましたが、依然として「家庭内の問題」として潜在化しやすく、被害者が相談をためらう傾向にあります。また、若年層における「デートDV」の深刻化や、被害の低年齢化・多様化が進んでおり、早い段階からの予防啓発が極めて重要です。

性犯罪・性暴力については、刑法改正により「不同意性交等罪」が新設され、性的な同意の重要性が明確化されました。近年はSNSやインターネットを悪用した性的画像記録の拡散（リベンジポルノ等）や、巧妙化する性的な搾取など、デジタル空間における新たな形の暴力が拡大しています。これらに対抗するため、関係機関が連携した相談体制の拡充と、被害者の心身のケアを含めた「切れ目のない支援」を地域の実情に応じて提供していく必要があります。

職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産等を理由とする不当な扱い（マタニティ・ハラスメント）、また男性の育児参画を阻むパタニティ・ハラスメントは、働く人の尊厳と能力発揮を著しく妨げる行為です。これらは法令違反であるとの認識を徹底し、事業主への啓発とともに、誰もが安心して働ける環境づくりを推進することが必要です。

あらゆる場において、女性に対する暴力の根絶に向けた認識を深め、関係機関等と連携し、暴力防止、被害者の安全確保と自立支援に向けて積極的に取り組んでいくことが必要です。



主な取組

| 施策 | 施策の方向 | 担当課 |
|------------------|---|---------------------|
| あらゆる暴力を許さない環境の整備 | ①暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）に広報活動を行い、暴力を許さない意識の啓発に努めます。 | 子育て支援課 |
| | ②配偶者や高齢者、児童等に対する暴力防止への啓発に努めます。 | 子育て支援課 高齢者支援課 |
| | ③セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止を図るため、商工会等を通じ、事業主等への意識啓発に努めます。 | 商工観光課 |
| | ④あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けた広報活動に努めます。 | 総務課 人権・部落差別解消推進課 |
| | ⑤さまざまな暴力に対する規制法を市報等に分かりやすく掲載し、市民への周知徹底に努めます。 | 総務課 |
| | ⑥学校教育において暴力を許さない教育を推進するとともに、小中学校内のパソコンに有害情報への制限の整備を行い、青少年の健全な育成に努めます。 | 学校教育課 |
| 被害者の相談・支援等の推進 | ①NPOや関係機関と連携し、相談窓口や相談電話等の情報提供を行い、被害者が安心して相談できる体制づくりと暴力の潜在化防止に努めます。 | 子育て支援課 高齢者支援課 |
| | ②支援施設や女性相談支援センターと連携し、被害者の一時保護や社会復帰のための自立支援に努めます。 | 子育て支援課 高齢者支援課 |
| | ③DV被害者及び犯罪被害者等に対する住宅の確保（市営住宅の優先入居）を行います。 | 建設課 |
| | ④犯罪被害者等に対する見舞金その他の支援に取り組み、市報等により市民への周知徹底を図ります。 | 総務課 |

第4章 計画の推進

この男女共同参画プランに基づいた各種施策を推進するためには、行政だけでなく市民や事業所・関係団体等が、それぞれの分野で役割を果たしていくことが必要です。そのためには、市における庁内推進体制を構築する必要があります。また、国、県及び関係機関との連携を強化して、男女共同参画プランを総合的かつ効果的に推進します。

1 庁内推進体制の構築

関係各課等が連携し、推進体制の充実を図り、この計画に基づく施策を効果的に推進します。

2 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関と一体となって、連携・協働して男女共同参画に関する取組を推進するとともに、地域の実情を適宜情報交換し、事業協力等の連携を図ります。

3 市民等による男女共同参画の推進

市民や事業所・関係団体等、地域における多様な主体との連携を図り、男女共同参画に関するさまざまな情報を提供し、意識の改善と向上を図ります。

